事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

１．案件名（国名）

国名： タンザニア連合共和国
案件名：貧困農民支援(2KR)
(Grant Assistance Program for Underprivileged Farmers)

２．事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

タンザニア連合共和国（以下、タンザニア）において農業セクターはGDPの約4分の1及び輸出額の2割程度を占める主要産業であり、また全人口の8割以上が従事する国の基幹産業でもある。全人口の4分の3が農村地域に居住しているが、貧困層に占める農村地域の割合が8割以上と高いことから、農業セクターの開発・成長は国の経済発展のみならず貧困削減を推進する上で重要な鍵を握っている。第3次貧困削減戦略である「成長と貧困削減のための国家戦略（MKUKUTA II)」(2010/11～2014/15年）では、農業セクターの年間成長率を2015年までに6%にするという目標が掲げられているものの、近年は3～4%台に留まっている。タンザニアではこうした農業セクターの低成長率を改善するために、農業における化学肥料・農機を含む近代技術の使用促進、農業市場の開発、農村金融・普及サービスの強化、加工・付加価値化の推進、灌漑インフラの整備等の包括的な取り組みを推進している。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

タンザニアは「MKUKUTA II」において農業セクターを経済成長、貧困削減の牽引役として重視しており、所得貧困（Income Poverty）を削減するための具体的目標として農業セクターの成長率の向上を掲げている。「農業セクター開発プログラム（Agricultural Sector Development Programme、以下「ASDP」)」の中では、農業生産性向上のための重要施策として農業資材（肥料、農機）の投入量増加が掲げられている。「ASDP 成果報告書（2009／10 年)」では、化学肥料や農機を使用する農家の比率に増加傾向が見られるものの、更なる改良技術の使用増加が今後のセクター課題として強調されている。本事業による農業資材（肥料）の供与は上記のタンザニアの国家政策の方針と合致しており、さらには ASDP で掲げられたセクター課題の解決にも寄与し上位目標の達成に資するものである。

(3) 農業セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国は、対タンザニア国別援助方針（2012年6月策定）において、農業セクターを援助重点分野として掲げており、ASDPが効果的に実施されるよう、協力プログラム「ASDP推進支援プログラム」及び「コメ生産性強化プログラム」を通じて、タンザニア政府によるASDPの効果的な実施と持続性の高い農業セクター開発を支援している。また、1970年代に開始されたキリマンジャロ州での灌漑稲作支援は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力を有機的に連携させ、キリマンジャロ州でコメの生産性向上をもたらした。その後、この成果を研修を通じて全国的に展開することを目的とした「キリマンジャロ農業技術者訓練センター」の立上げを支援（1994 年～2006 年）した。現在では研修拠点を全国4箇所に拡大し、全国の灌漑地区に対し稲作技術に関する研修を実施している。

タンザニアは、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において発表された、「アフリカ稲作振興のための共同体(Coalition for African Rice Development (CARD)」の第1グループ支援国に位置づけられ、ASDPの枠組みを通じ、灌漑・陸稲稲作の研修・

研究・普及支援を展開している。

(4) 他の援助機関の対応

タンザニアでは援助協調及び援助調和化の動きが非常に活発であり、多くのドナーは、一般財政支援を中心とした財政支援型援助を行っている。農業セクターにおいては、アイルランド、アフリカ開銀、国際農業開発基金（IFAD)、日本、世銀がASDPバスケットファンドに対する支援を行ってきた。その他の主要ドナーとしてはFAO、米国国際開発庁（USAID)、EUなどが農業分野への支援を行っている。

３．事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、タンザニアが肥料を調達するため資金を供与することにより、貧困農民による主要食用作物（メイズ・コメ）の生産性向上に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

タンザニア本土全域

(3) 事業概要

1)調達対象品目

肥料：燐酸第二アンモニウム（DAP）(5,390トン)

2)コンサルティング・サービスの内容

調達監理

(4) 総事業費/概算協力額

総額： 3.80億円（日本側）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

平成25年1月～平成25年12月（G/A署名年月から検収・引渡しまで）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

農業・食糧保障・協同組合省（MAFC)

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1)環境社会配慮

① カテゴリー分類：C

② カテゴリー分類の根拠　本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)貧困削減促進

施肥による作物生産量の増大効果は高く、肥料の使用率の増大に伴い貧困削減が促進されると考えられる。また本件による調達対象品目は、タンザニアで実施されている補助金付肥料販売制度(バウチャーシステム)を通じた補助対象肥料であり、小農でも購入可能である。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

肥料についてはバウチャーシステムを通じた販売が実施されているが、バウチャーの受領条件に母子家庭（Female-headed household）を優先する項目が含まれており、裨益者が男性に偏ることの無いように配慮が行われている。

(8) 他事業、ドナー等との連携

バウチャーシステムは、世銀により拠出された資金により実施されている。右制度により、本件調達肥料は、より安価で購入することが可能となる。

(9) その他特記事項

特になし。

４．外部条件・リスクコントロール

・タンザニアの政治状況が引き続き安定し治安状況が急激に悪化しない。
・農業分野への政策に大きな変更が行われない。
・大きな自然災害が起こらない。
・バウチャーがスケジュール通りに配布される。

５．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

2001 年以前に行われた対タンザニア 2KR では、供与された農業資材のうち、2001 年時点で農薬と農業機械に在庫の存在が確認された。農薬はすでに国家防除で使用されたり、個人農家に販売されており在庫はなく、農業機械はキリマンジャロ農業開発プロジェクト(KADP)を含む地方に配布され、すべて償却年数が過ぎたと判断される。

在庫が生じた理由としては、調達資機材の価格が市場価格より高く貧困農民がアクセス困難であったことなどが挙げられるが、本事業においては前述のとおりバウチャーシステムの活用により貧困農民でも調達資材へのアクセスを容易なものとしている。

６．評価結果

次の内容により、本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれる。

(1)妥当性

タンザニア政府は農業生産性を高めるための重要な施策として肥料の使用を奨励しており、肥料の必要量は益々増大すると見込まれる。特に今回の調達対象品目である DAP は、タンザニア国内でその使用方法と効果について理解が浸透していること、また、バウチャーシステムの指定品目であるため小農が購入可能であることから、妥当性が高いと判断できる。

(2) 有効性

1) 定量的効果

本事業の実施により、DAP が調達・販売されることで、以下の効果が見込まれる。

① 農家における施肥量が増加する
② コメなどの対象作物の単収が増加する
③ コメなどの対象作物の生産量が増加する

2) 定性的効果

安価な肥料が購入可能となること、また施肥による単収および生産量の増加が期待できる。

また、施肥による単収及び生産量が増加することによる生活状況改善が期待できる。

以　上